

熊本県立大学附属図書館寄贈図書等取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、熊本県立大学附属図書館に対して寄贈の申出があった図書、雑誌及び資料等(以下「寄贈図書等」という。)の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 寄贈図書等とは、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 著者や発行団体から寄贈されたもの
- (2) 本学教員及び退職教員から寄贈されたもの
- (3) 県民等から寄贈されたもの

(受入)

第3条 受入れる寄贈図書等は、教育研究上図書館長が特に必要と求めるものとする。

前条第2号及び第3号の寄贈に際して、寄贈者は別に定める申出書を提出するものとする。

(報告)

第4条 図書館長は、寄贈図書等の受入状況等について、図書館運営管理委員会に報告するものとする。

(雑則)

第5条 この要領に定めるもののほか、寄贈図書等の取扱いに関して必要な事項は、図書館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成12年3月13日から施行する。

この要領は、平成12年5月18日から施行する。